

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 5 2 回 本 部 会 議

日時：令和3年5月8日（土）15：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

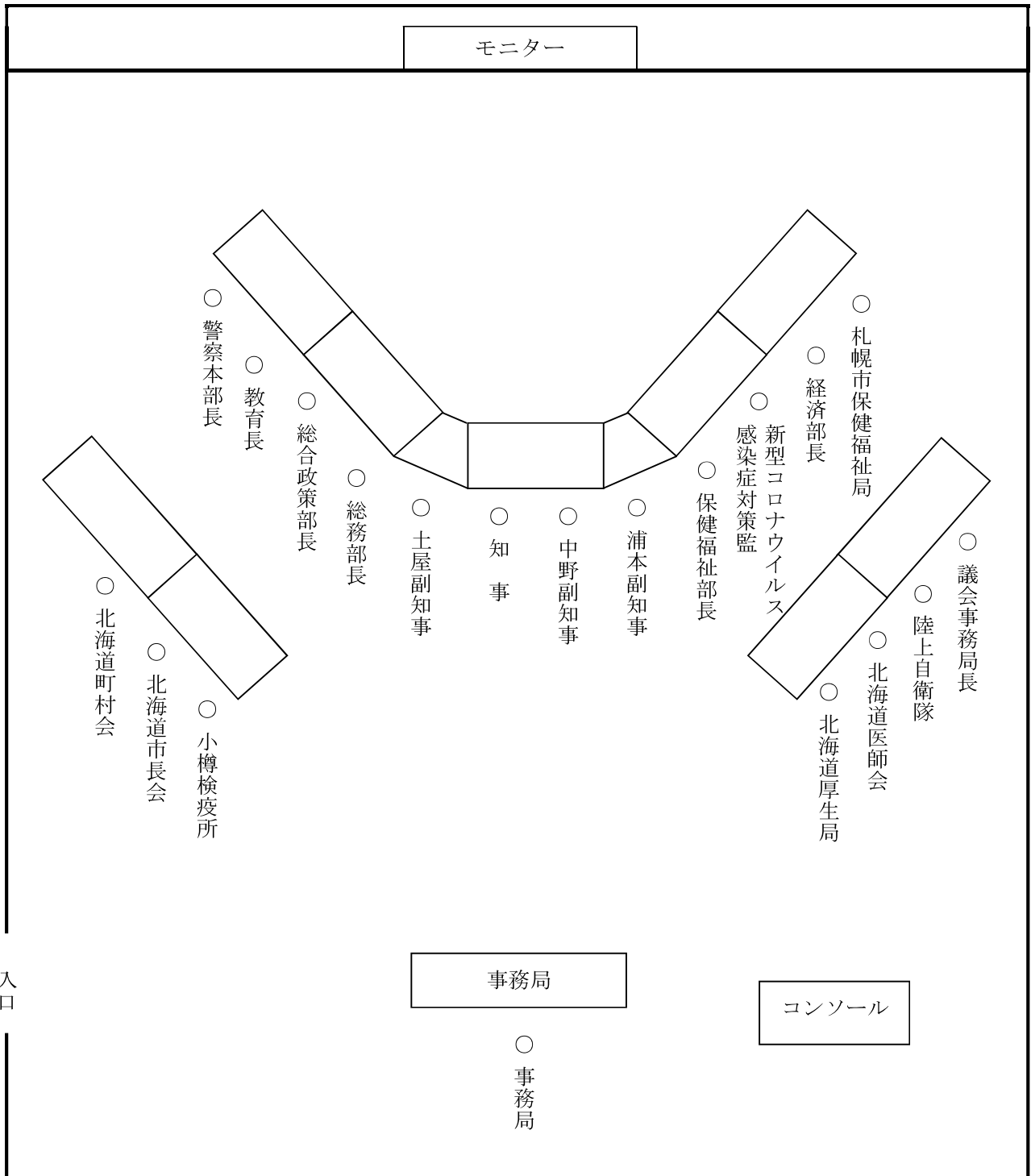
- (1) 「『札幌市医療非常事態宣言』を踏まえた重点措置」及び「感染拡大防止の取組」について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について |
| 資料4 | 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置（案） |
| 資料5 | 感染拡大防止の取組（案） |
| 資料6 | 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置（道案）等に対する主な意見 |
| 資料7 | 石狩振興局の取組 |

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和3年(2021年)5月8日(土)



新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月7日変更）について

項目		措置区域	期間
期間の 延長	緊急事態宣言	東京都、京都府、 大阪府及び兵庫県	令和3年5月31日まで
	まん延防止 等重点措置	埼玉県、千葉県、 神奈川県、愛媛県 及び沖縄県	
対象の 追加	緊急事態宣言	愛知県及び福岡県	令和3年5月12日から 5月31日まで
	まん延防止 等重点措置	北海道 、岐阜県 及び三重県	令和3年5月9日から 5月31日まで（23日間）
除外	まん延防止 等重点措置	宮城県	令和3年5月11日まで

1

基本的対処方針の主な変更点

緊急事態措置区域における取扱い

催物（イベント等）の開催制限	<p>■規模要件等（人数上限5,000人かつ収容率50%等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を21時までとするよう要請。</p> <p>併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう主催者に要請。</p>
施設の使用制限等	<p>■休業要請を行う飲食店等に「利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店」を追加</p> <p>■施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設に対して、<u>営業時間の短縮（20時までとする）</u>を要請</p>

まん延防止等重点措置区域における取扱い

施設の使用制限等	<p>■緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう（利用者による酒類の店内持込を含む）要請</p> <p>■措置区域において、施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設について、<u>営業時間の短縮（20時までとする）</u>を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行う。特に、緊急事態措置の実施期間においては、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2

道内の感染状況等について (案)

【令和3年5月8日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (5/7)	751床 ↑	27床 ↑	2336人 ↑	7.8% ↑	1602人/週 (30.2人) ↑	1.37 ↑	40.6% ↑
うち札幌市内	444床 ↑	22床 ↑	1737人 ↑	9.2% ↑	1210人/週 (61.9人) ↑	1.43 ↑	42.6% ↑
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況	
	①医療の逼迫具合					④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療	重症者用病床					
全道 (5/7)	確保病床の使用率 41.5%	入院率 32.1%	確保病床の使用率 16.7%	44.0人	7.8%	30.2人	40.6%
うち 札幌市内	92.5%	25.6%	44.0%	88.8人	9.2%	61.9人	42.6%
国 ステージⅢ の指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上
国 ステージⅣ の指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上

2

最近の感染状況等について

【感染状況】

道内の新規感染者数は、4月28日以降、200人前後の確認が続き、5月7日には10万人当たり30.2人/週となった。各地での感染確認が続いている。

札幌市においては、変異株への置き換わりが進み、感染の増加が続いている。5月6日に253人と過去最多となり、5月7日には、10万人当たりの感染者数も61.9人/週と過去最多を更新した。引き続き、全道の感染者数の7割以上を占め、全道の感染者数を大きく押し上げている。

【医療提供体制】

札幌市内においては、市外への広域搬送も必要となっており、5月5日、道、札幌市、医療関係7団体とともに、「札幌市医療非常事態宣言」を発令した。

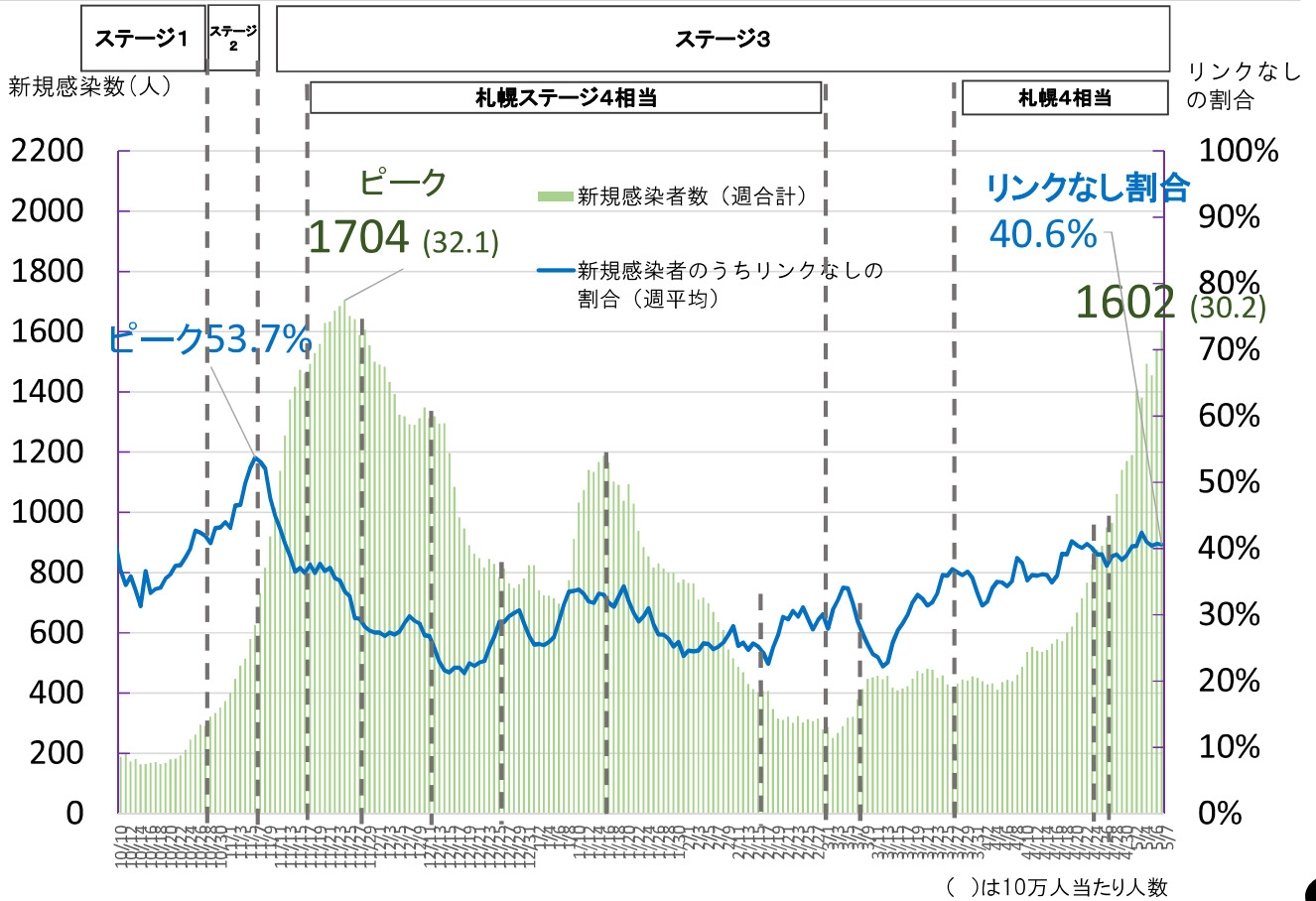
【今後の対応】

こうした「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえて、道は、5月5日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、5月7日、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として決定された。

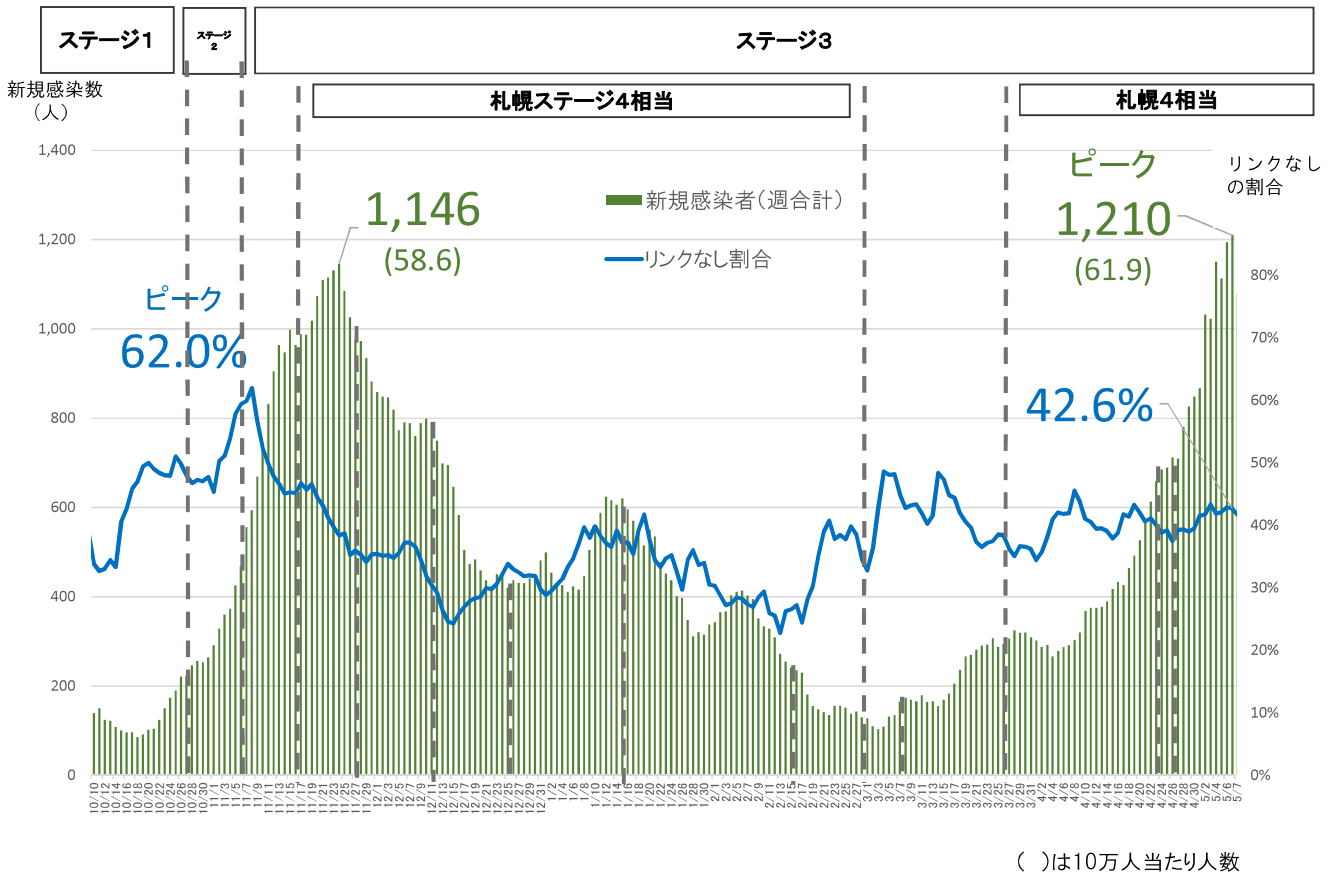
このたびの決定を受けて、札幌市内における人と人との接触機会を徹底して抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるため、札幌市を対象に、緊急事態宣言と同等の強い措置を実施する。

3

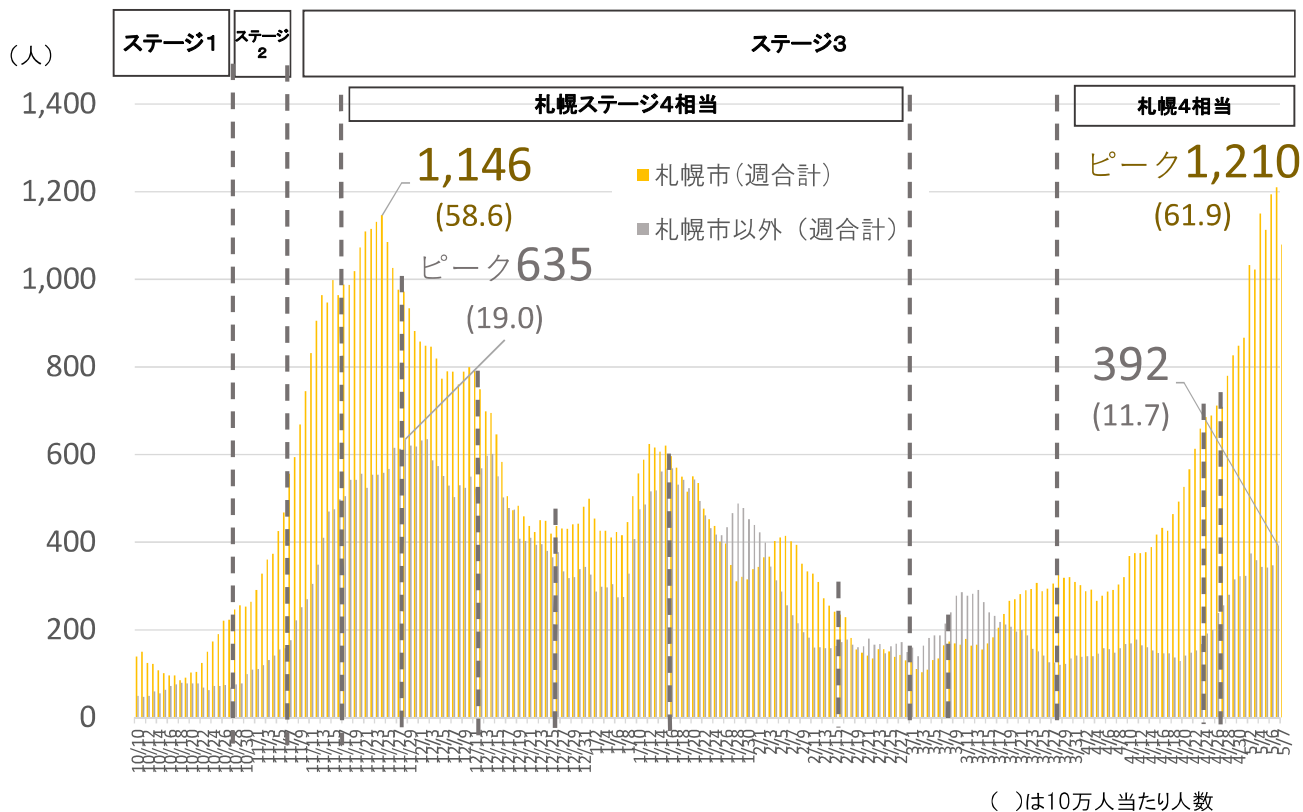
感染状況



札幌市の感染状況



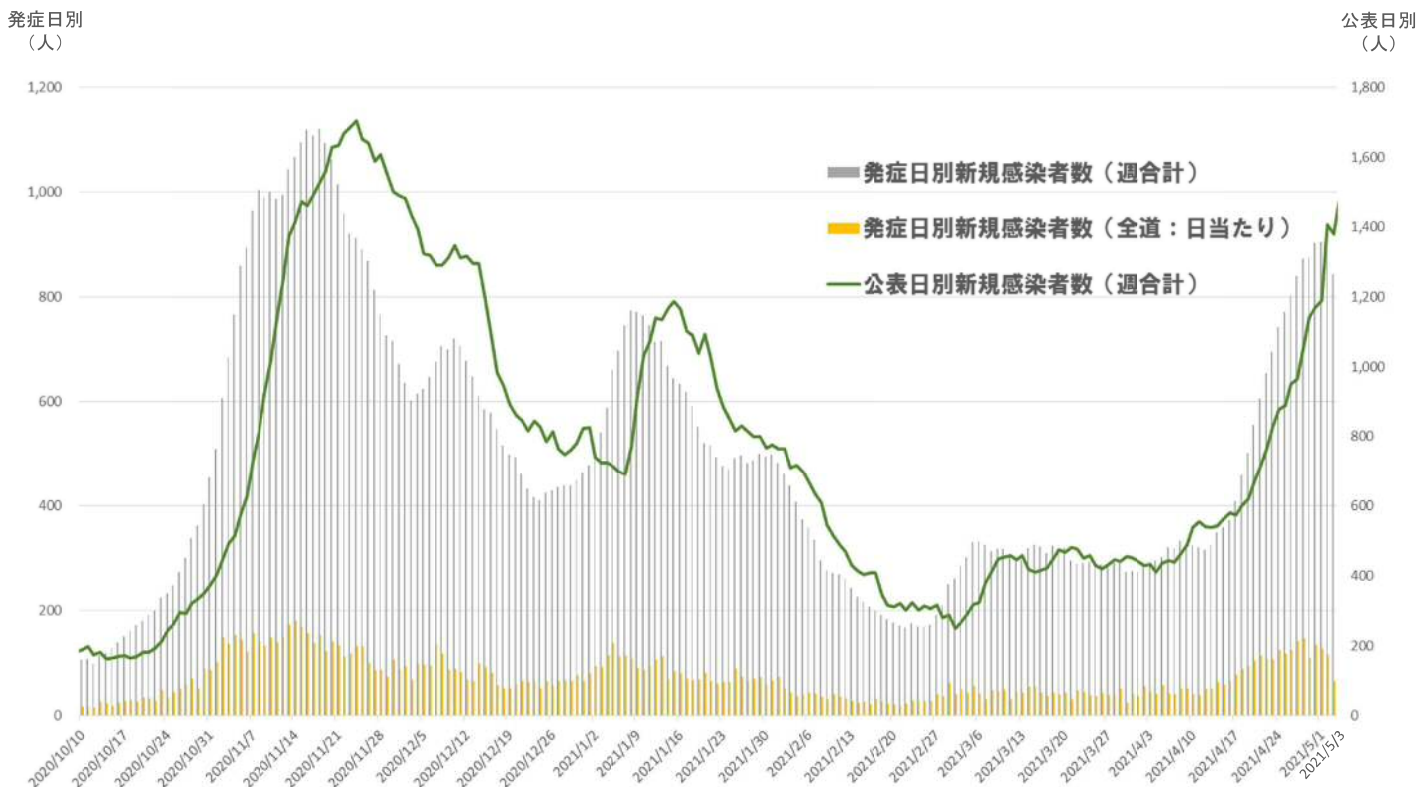
新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

6

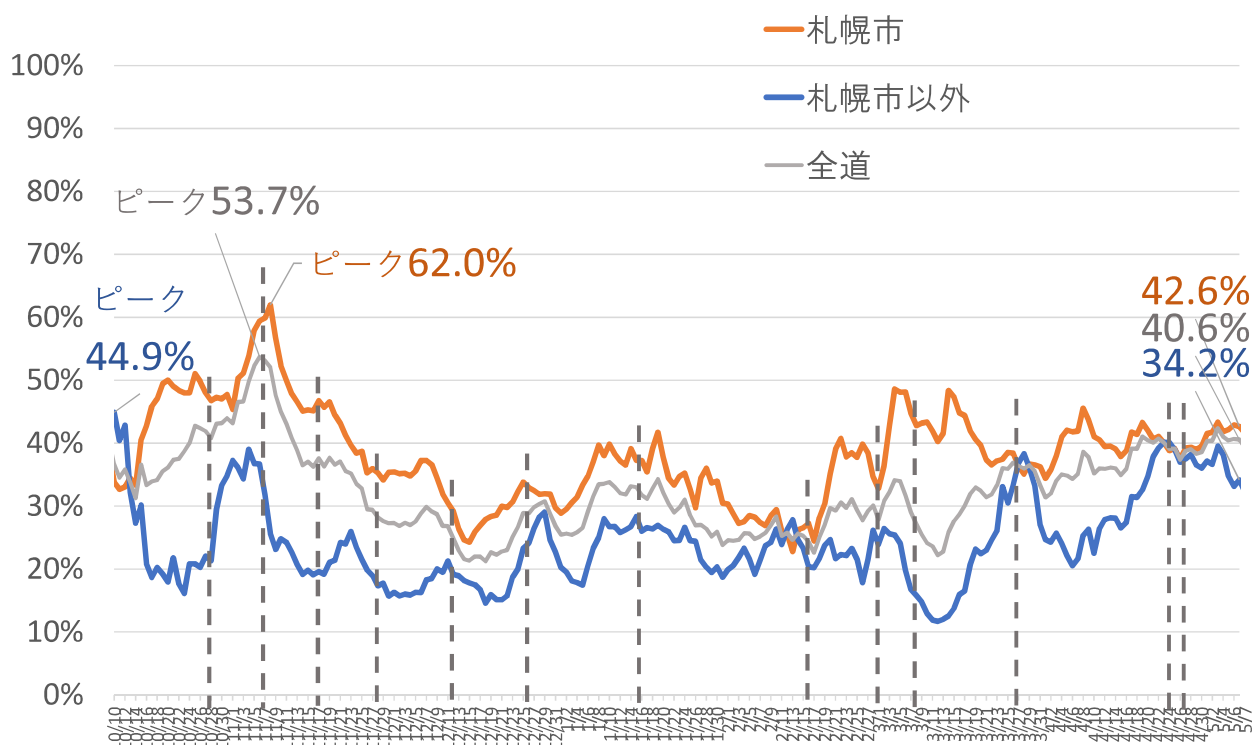
発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

7

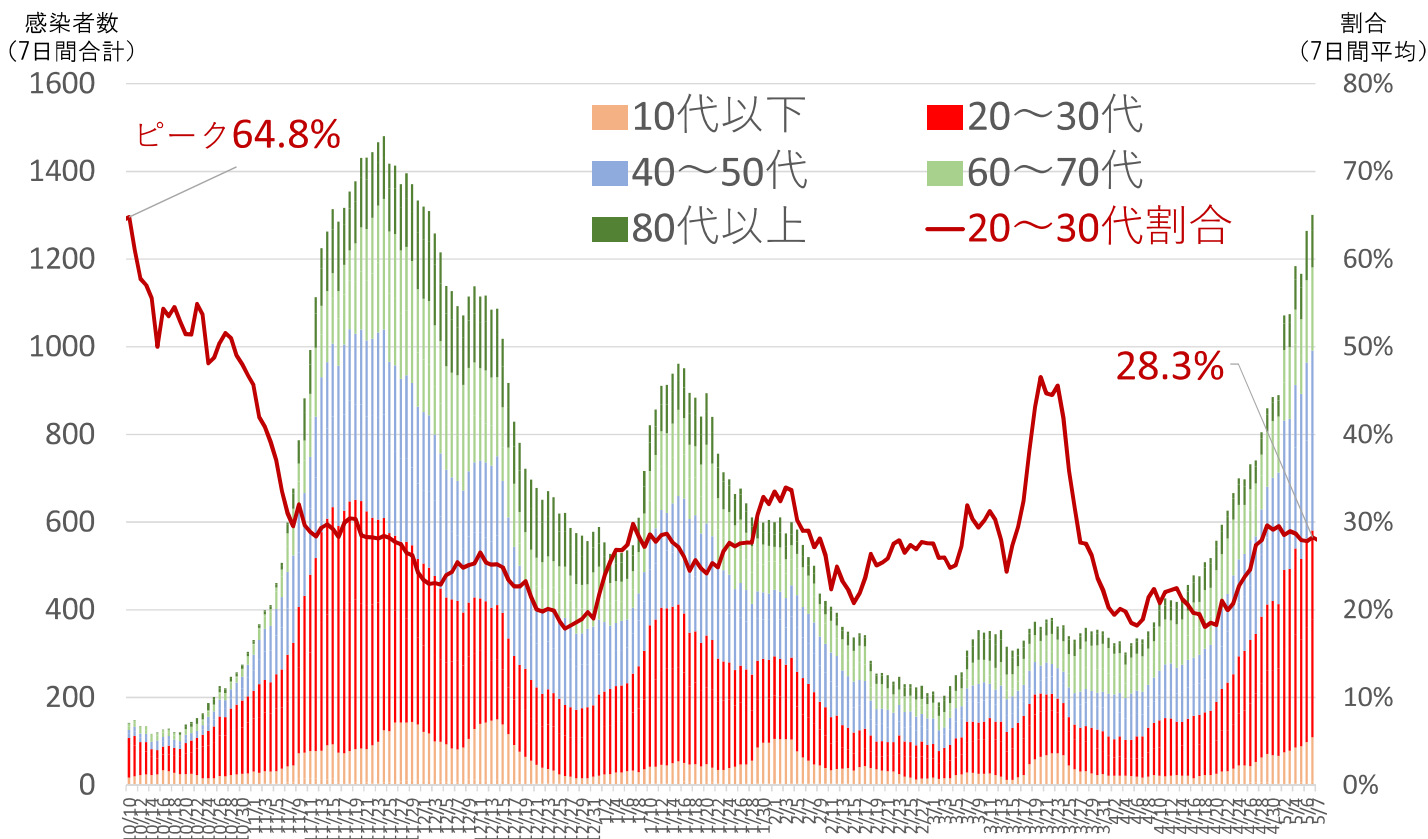
地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



(7日間移動平均)

8

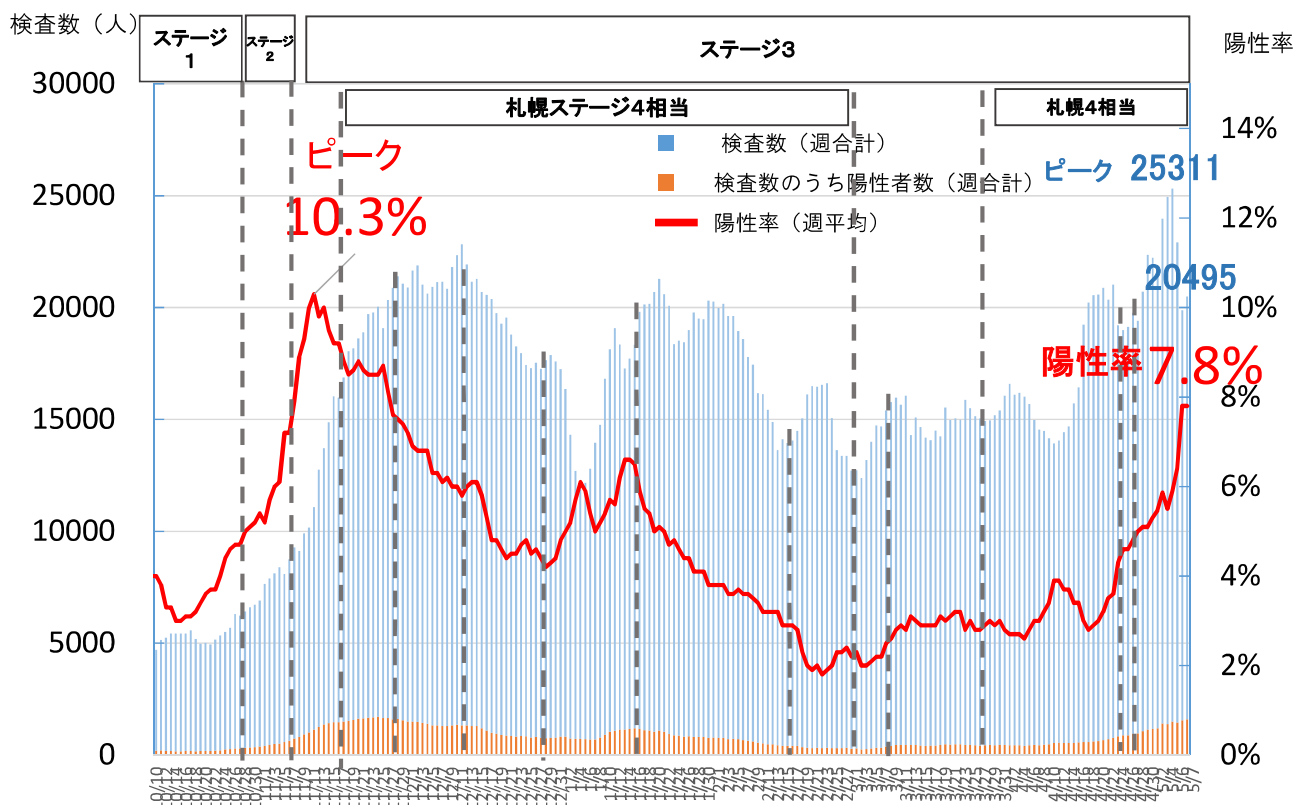
年代別感染者数と20代～30代の割合



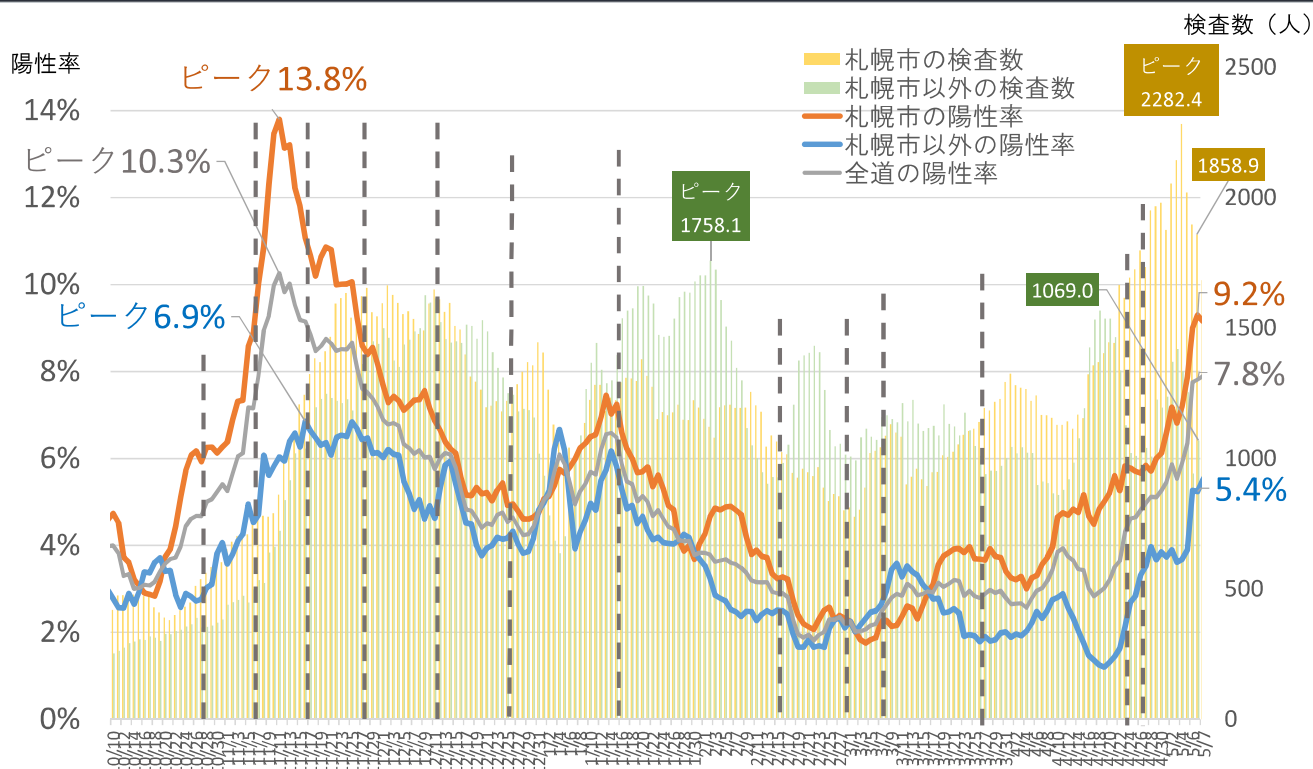
(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

9

監視体制(陽性率と検査数)

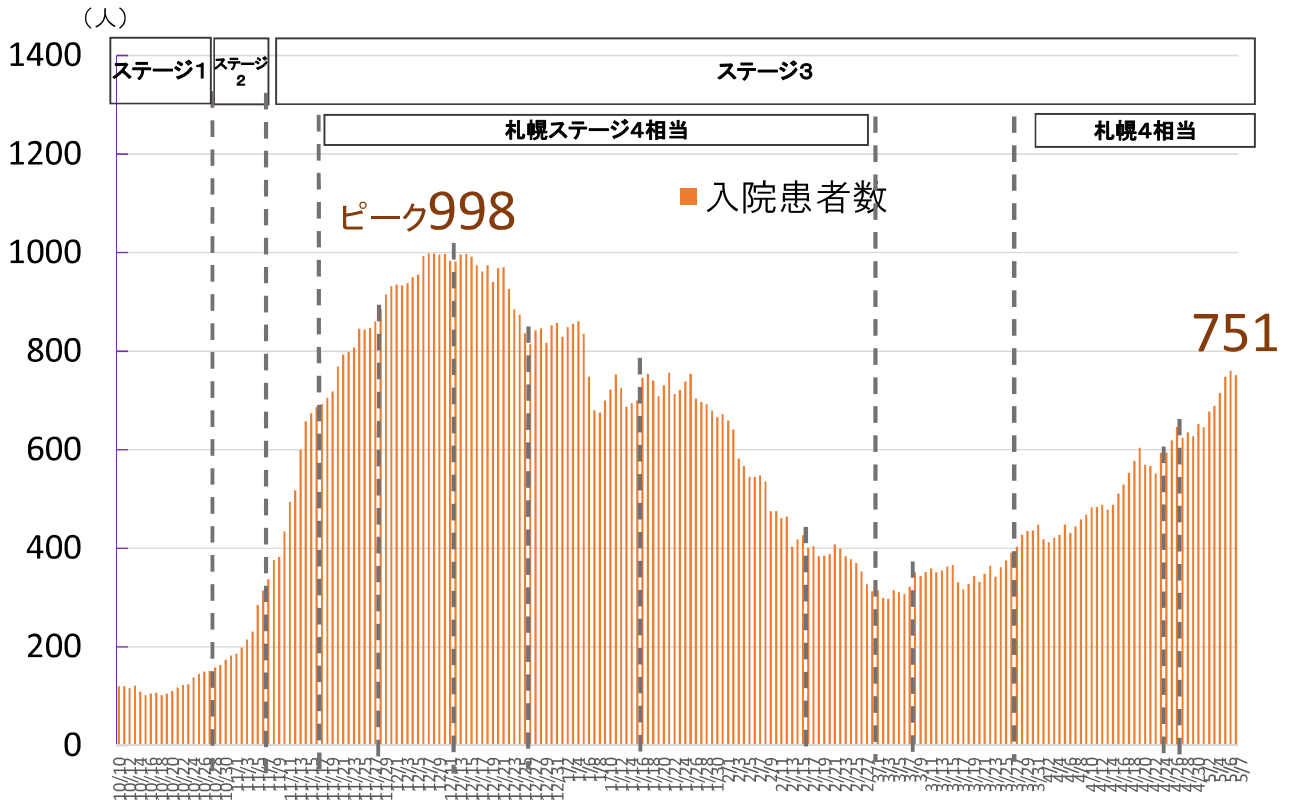


地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)

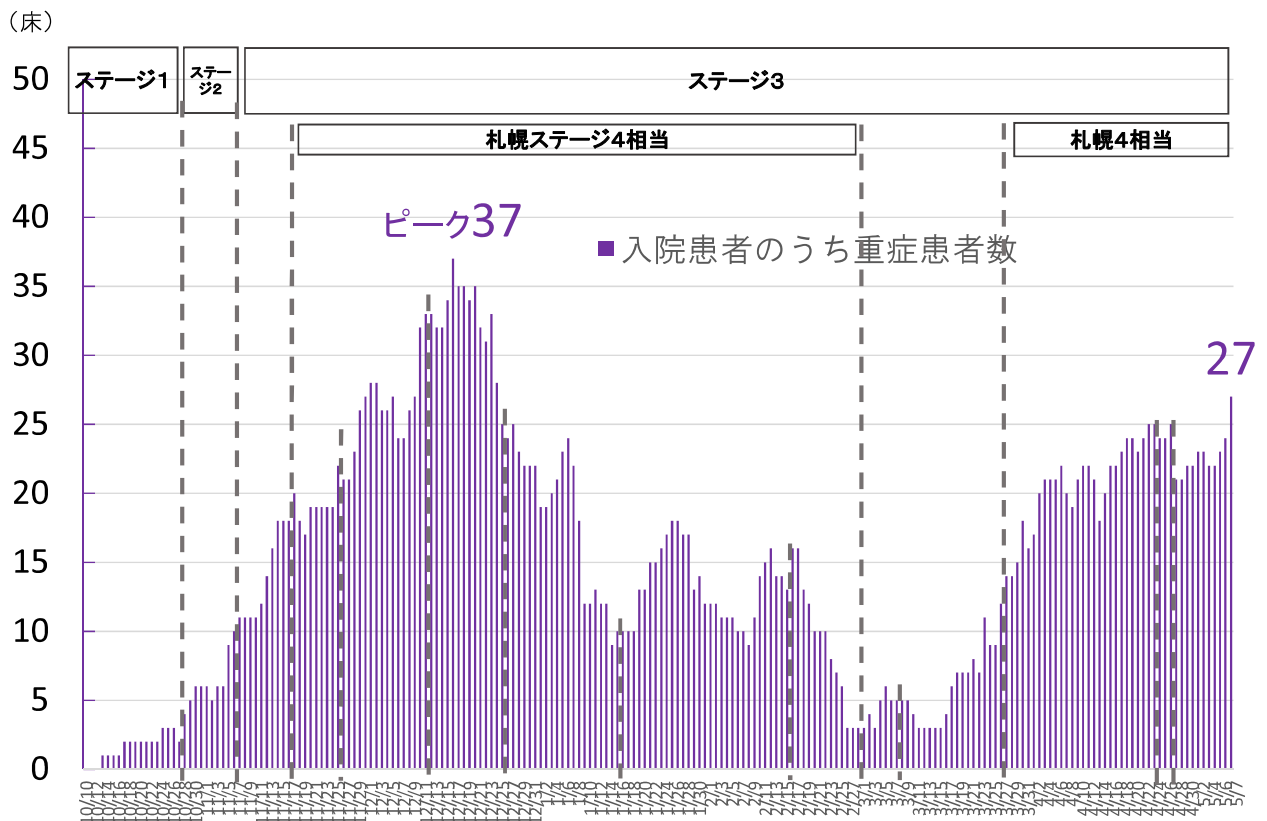


(7日間移動平均)

医療提供体制等の負荷(病床全体)



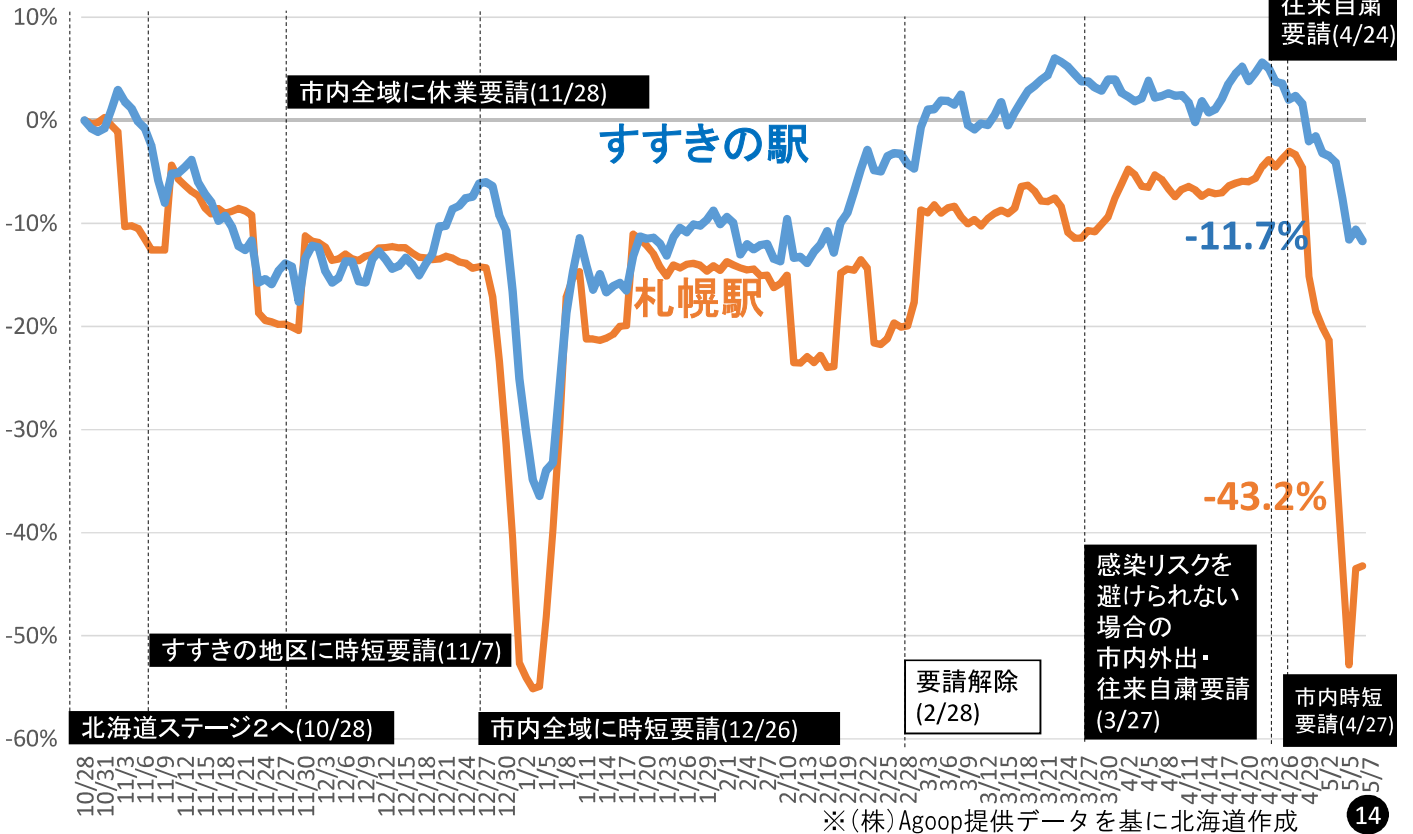
医療提供体制等の負荷(重症者用病床)



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

9時

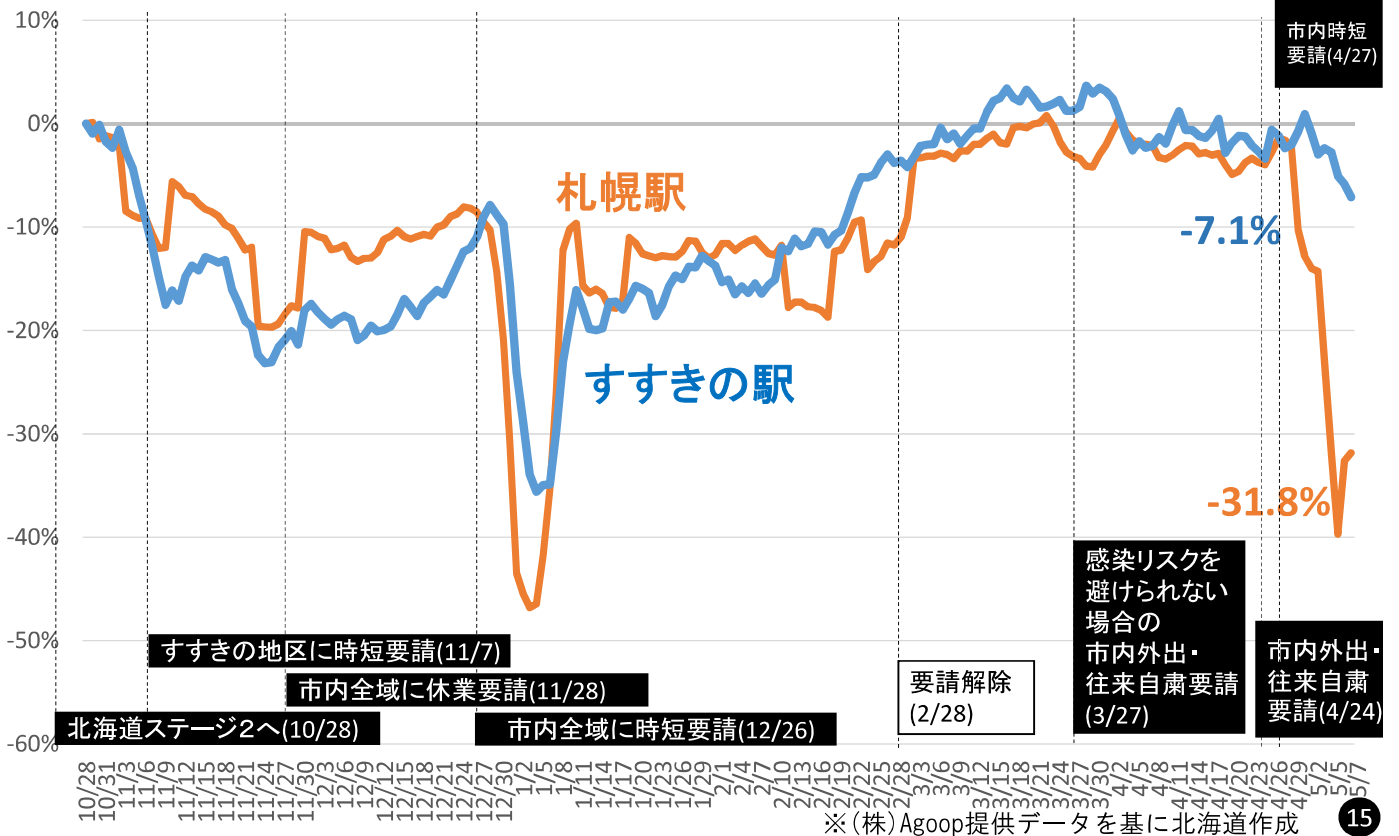
※9時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

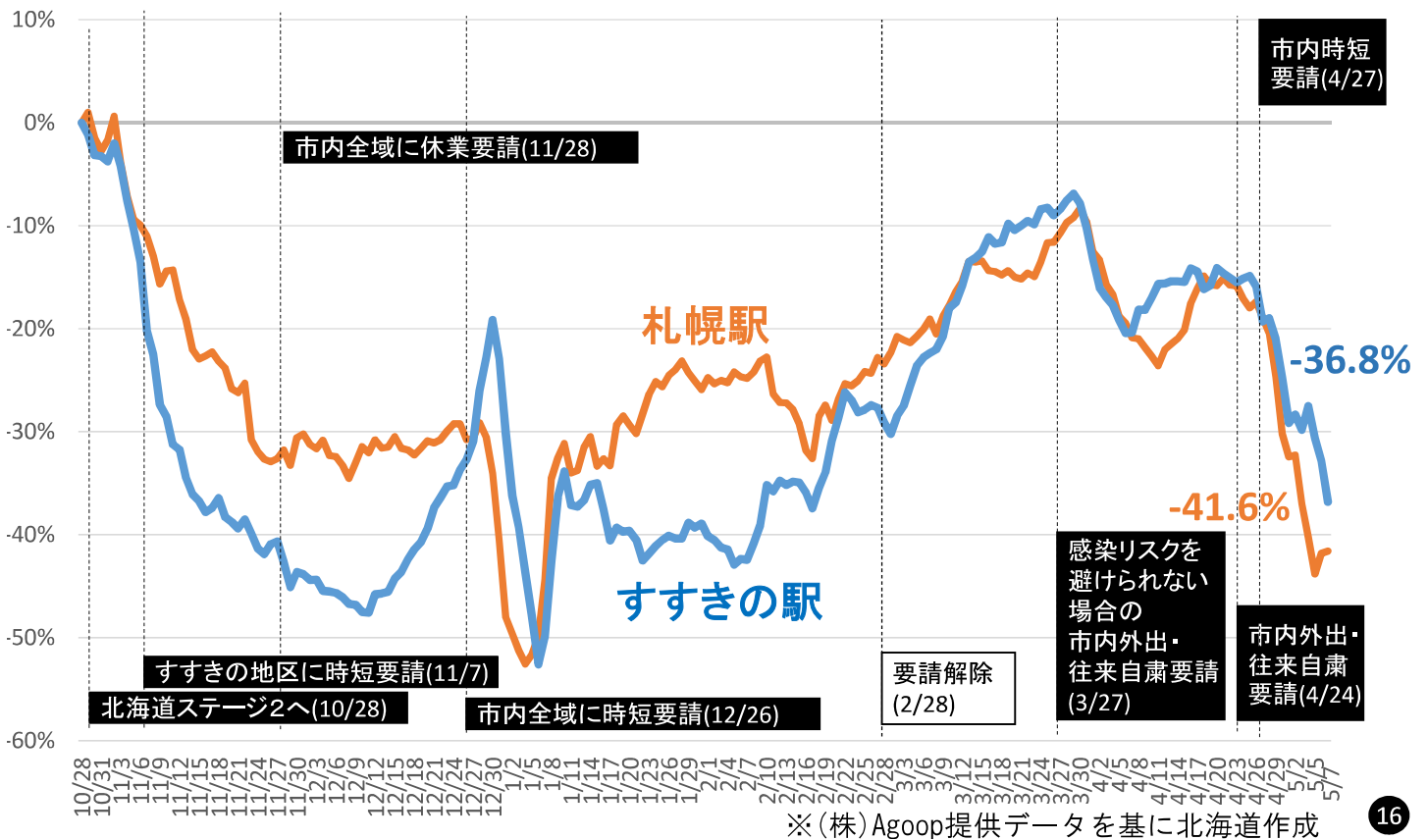
15時

※15時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

集団感染の発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月 (5/1~7)
医療施設 福祉施設	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	23件 (483人)	12件 (115人)
事業所等	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	9件 (76人)	6件 (86人)
飲食店等	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	14件 (102人)	—
学校	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	7件 (103人)	5件 (35人)
合計	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	53件 (764人)	23件 (236人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	4/17～23		4/24～30		5/1～7	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	6件 (112人)	1件 (11人)	4件 (43人)	2件 (14人)	8件 (77人)	4件 (38人)
事業所等	1件 (5人)	1件 (9人)	3件 (21人)	—	5件 (80人)	1件 (6人)
飲食店等	1件 (5人)	3件 (27人)	—	2件 (18人)	—	—
学校	2件 (12人)	—	3件 (42人)	2件 (49人)	1件 (9人)	4件 (26人)
合計	10件 (134人)	5件 (47人)	10件 (106人)	6件 (81人)	14件 (166人)	9件 (70人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

18

変異株の状況

	新規 感染者数	変異株 PCR 検査数	変異株 PCR検査 実施率	変異株 疑い 事例	変異株 PCR検査 陽性率
①4/17～23	826	590	71.4%	412	69.8%
②4/24～30	1170	777	66.4%	564	72.6%
③5/1～7	1604	723	45.1%	701	97.0%

初確認(3/6)からの累計 **2405**
 うち札幌市 **1881**
 (全道の**78.2%**)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①～③)における新規感染者数の内数とならない。

19

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置

～特措法に基づくまん延防止等重点措置～

(案)

令和3年5月●日

対象区域

札幌市内

期間

令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

実施内容

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、できる限り札幌市内における外出や移動を控えるなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】(5月9日～)

(外出の際は)

◆不要不急の外出や市外への移動を控える(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

◆午後8時以降、飲食店等のみだりに出入りしない(特措法第31条の6第2項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える(特措法第24条第9項)

◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】（5月12日～）

期 間	5月12日(水)～5月31日(月) (※)
<small>※ 5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」(特措法24条第9項に基づく要請)により、酒類提供時間は午前11時から午後7時まで、営業時間は午前5時から午後8時までとするよう要請中。</small>	
対象施設	〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない (特措法第31条の6第1項) ◆営業時間は、午前5時から午後8時まで(特措法第31条の6第1項) ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】 ◆次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項、特措法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査を推奨する ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する ・手指の消毒設備を設置する ・事業を行う場所を消毒する ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる ・カラオケ設備の利用を自粛する
【まん延防止等重点措置区域に指定された場合の国の支援金基準額】 ◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円 ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円	

2

【イベントの開催についての要請・協力依頼】（5月11日～）

〔開催要件(特措法第24条第9項)〕					
期 間	5月11日(火)～5月31日(月) (※1)				
<small>※1 5月8日から5月10日までは周知期間とし、遅くとも5月11日から適用する。 周知期間終了時点(5月10日)までにチケット販売が開始されたイベントについては、従来のとおり、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また午後9時を超えることができる。 5月11日以降、チケット販売が開始されるイベントは、以下の人数上限及び収容率以内とし、午後9時までとする。</small>					
人数上限	5,000人以下				
収容率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"> 50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴う発声がないもの(※3) </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> </tr> </table>	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔)	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴う発声がないもの(※3)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔)				
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴う発声がないもの(※3)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)				
<small>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※3 イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。</small>					
開催にあたっての要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆営業時間は午後9時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項) ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項) ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項) ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項) 				

3

【事業者への要請・協力依頼】（5月9日～）

- ◆経済団体と連携し、時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図る(目標:札幌市内において出勤者数の7割削減を目指す)(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、午後8時以降、夜間消灯する(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】（5月12日～）

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

【学校への要請】（5月9日～）

- ◆衛生管理マニュアル(R3.4.28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

4

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①】（5月12日～）

対象施設

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場など
- 集会場又は公会堂など
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)

協力依頼内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は午後8時(イベント開催の場合及び映画館は午後9時)までとする(特措法第24条第9項)
- ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内(特措法第24条第9項)
- ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

5

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②】（5月12日～）

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ●体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など ●博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆(1000㎡超の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(特措法第24条第9項) ◆(1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(協力依頼) ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 (特措法第24条第9項) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

6

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】（5月12日～）

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど、 ●個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ●スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など ●大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など
協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆(1000㎡超の場合)営業時間は午後8時までとする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く ◆(1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

なお、札幌市内の道立及び市立施設は、原則、休館とする

7

まん延防止等重点措置を踏まえた 感染拡大防止の取組

令和3年5月●日

対象区域	札幌市を除く、全道域
期間	令和3年5月9日(日)～5月31日(月)
実施内容	札幌市におけるまん延防止等重点措置の実施及び医療非常事態宣言の発令を踏まえ、できる限り札幌市との往来を控えるほか、手洗い、マスク着用といった基本的な感染防止行動を実践するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、道民等に対する協力要請を行う

- I. 感染防止行動の実践(道民の皆様等に対する協力の要請)
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III. 感染拡大の予兆の探知等
- IV. 予兆に対する迅速な対応

I. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

○札幌市との不要不急(※1)の往来は控える。

※1 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動してください。

○「緊急事態宣言」(※2)及び「まん延防止等重点措置」(※3)の対象都府県との不要不急の往来は控える。

※2 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (R3.5.○現在)

※3 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県 (R3.5.○現在)

○体調が悪いときには、外出を控える。

○重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

I. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

2 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- テレワークや時差出勤を推進する。
- 特に石狩振興局管内の事業所等においては、まん延防止等重点措置における要請や協力依頼の内容を参考にしながら、感染防止対策を徹底する。

2

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道の取組

道民向け情報発信

- ・北海道ゆかりの著名人のアナウンスによる普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用
- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

3

Ⅲ.感染拡大の予兆の探知等

道の取組

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所及び道立保健所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

4

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応

【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

5

IV. 予兆に対する迅速な対応

【感染拡大への対応】

道の取組

① モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

② 地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・ 当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・ 当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・ 医療提供体制等への負荷が高まっているか

「札幌市医療非常事態宣言を踏まえた重点措置」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

対策に関しては、特に異論はなし。

今後については、ワクチン接種体制の構築、早期接種が重要になるので、特に体制構築に向けて必要な対応をお願いしたい。

1-②

対策につき異存なし。

飲食店等への対策それ自体がどこまで有効かという観点だけでなく、できるだけインパクトの強い対策を打ち出すことで、道民（特に札幌市民）個々の危機意識を高め、行動を変容してもらうという観点も含めて、現時点での適切な対応であると理解する。

危機感のある方、ない方に二極化しているように思われる。医療の状況や、思わぬ行動で感染した事例や感染によって生じる不利益などを、より具体的に発信していければよい。

1-③

札幌市内を対象とする「まん延防止等重点措置」の内容は、既に実施している「札幌市内におけるGW特別対策」を更に強化するものであることは理解するが、これまで長期間に亘り市民や道民、事業者等に協力を求めてきた一連の独自対策について、しっかりと評価を行った上で、改めて、安全、安心な生活を取り戻すためには道民全ての協力が欠かせないことを、感染力が強い変異ウィルスが急激に拡大している現状も含め、丁寧に発信し、理解を求めることが大切であると考えている。

また、今後、札幌に隣接する自治体や、他市町村においても一定の水準を超える感染拡大が見られる場合には、「まん延防止等重点措置」の追加指定について速やかに検討すべきと考える。

1-④

札幌の確保病床の使用率の92.7パーセントは大変なことだと思うが、札幌市民に危機感があるのか疑問である。医療がひっ迫し医療非常事態宣言が出ているにもかかわらず、すすきの駅の人出がさほど減っていないこと、若者の感染者の割合が増えていることなどを見ると、若者の行動変容に変化がないのではないかと思われる。変異株は、若者でも重症化するということをもっと強く訴えた方がよいと考える。

飲食店へのさらなる時短要請は、支援基準を示し協力してもらうしかない。また、事業者においてテレワークが本当に実施されているか、実施率を調査する必要がある。学校現場では、小学校でもクラスターが発生するなど、校内での感染防止対策だけでは限界になってきている面もあるので、修学旅行などの旅行的行事の延期、この時期に多い運動会体育祭の体育的行事の縮小などを要請するのは、やむを得ないと考える。高校・大学では、授業での感染よりも、部活等でのリスクが高いと考えるので、休止するのは当然と考える。とにかく5月末までの感染防止を訴えかけ、若者にも行動変容を促すアピールをしてほしい。

1-⑤

道案についての異存はなし。

1-⑥

北海道の案については、きめ細かく配慮されており、異論はない。
ワクチン接種の迅速化のためにも、医療機関・保健所の機能が正常に活動していることが必要。道民・市民への協力要請も知名人にお願いすることで効果が上がることを期待。

1-⑦

道案については、異論なし。交通業者への協力依頼の部分で、終電・最終便の繰上げについては賛成だが、日中の減便は密回避のため避けていただきたい。

1-⑧

北海道も札幌を中心に第四波が押し寄せており、医療崩壊に対する危機感は今までの中でも最も高い。テレワークや時差出勤については隗より始めよではないが、札幌市役所や道庁ができる範囲で行い、先例を示されてはいかがか。部門によって無理な所もあると思うが、時差出勤は可能ではないか。少なくとも満員通勤の負荷を減らすべく出勤時間を早くしたり遅くされてはどうか。もしされているのであればその部分を情報発信すべき。

1-⑨

内容は問題ないが、札幌市民を対象とした強いアピールをお願いする。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

移動抑制について、札幌市内における使用病床数が、9割を超え、非常に厳しい医療体制となっている状況が続いているが、札幌市以外の感染者が増えるような状況になると、小規模自治体においては、今後の新型コロナウイルスワクチン接種に影響を及ぼしかねないため、全道的な医療体制を整えるため、しっかりとした対策を講じていただきたい。

2-②

全道各地への広がりを防ぐためには、移動の抑制が必要であり、通勤及び通学においても札幌市から他市町村への移動又は他市町村から札幌市への移動を止めるため、在宅勤務あるいはオンライン授業を徹底させるなどの強い対策が必要と考える。通勤抑制に関しては、北海道庁自らが見本となるようにしていただきたい。

2-③

札幌市への「まん延防止等重点措置」適用により対策が一層強化されることについて、経済界としても重く受け止め、速やかに情報および対策の周知徹底を図っていく。

2-④

万一にも「緊急事態宣言」にまで進むと、北海道経済への影響はさらに深刻度を増していくため、何としてでも、5月31日までの「まん延防止等重点措置」の期間で歯止めをかける必要がある。札幌市民・道民・事業者が集中的に感染防止対策に取り組んでいただけるよう、知事においては札幌市長と連携の上、わかりやすく強いメッセージの発信やこれまで以上にインパクトを有する効果的な広報活動をお願いしたい。

2-⑤

飲食店への酒類提供自粛要請など強い措置が講じられる今回の「まん延防止等重点措置」の適用を感染拡大の歯止めとしていくためにも、対象となる飲食店等やその取引先等を含めた事業者に対する万全の支援をお願いしたい。

2-⑥

今後、進められていくワクチン接種に際しては、市町村に対して万全の支援を行っていただき、適切な情報提供を含めて可能な限り迅速に接種が行き渡るようお願いしたい。

2-⑦

感染拡大の早期収束に向けて強いメッセージを求める意見が、当会のみならず他団体からも提出されていると承知しているが、例えばテレビの情報番組では、札幌市内の病院に入院できず車で3時間程離れた都市の病院に搬入された医療体制のひっ迫を示す事例が紹介されている。正しい情報であれば、数字だけでなく、専門家からの情報提供も含めこうした実例を紹介することも危機意識の共有に意義があると思われる。

2-⑧

テレワーク等の推進に関し、知事及び札幌市長から出勤者数7割削減の文書要請を受けて、当会として迅速に対応するとともに、会員に対し速やかに周知している。この度の道案では、「札幌市内において7割の実施」と示されているが、まん延防止等重点措置における国の基本的対処方針では、「出勤者数の7割削減に向けて在宅勤務（テレワークなど）の徹底」を事業者に要請することとしており、札幌市内の事業者が判断に迷わない表現にしていきたい。

2-⑨

今回、国から適用を受け、札幌への重点措置を講じるタイミングとしては適切と思う。まん延防止等重点措置の内容も、一部は緊急事態措置に準じた強い措置となることも理解できるところ。札幌の状況をどれだけ早く改善できるかが大事であり、市民の協力を得ていくためにも、市民の感染対策への意識も高め、取り組んでいくことが大事。

1 管内の感染状況等

■ 全道の感染者のうち、石狩管内(札幌市含む)の感染者が7割以上

■ 通勤・通学など、札幌市との往来が多い石狩管内(札幌市除く)の新規感染者も4月下旬から増加傾向

→ **市町村や関係団体と緊密に連携し、感染拡大防止行動や人と人の接触機会の抑制の徹底などの注意喚起が必要**

2 主な取組

① 管内市町村長と振興局長の共同メッセージを発出

- ・ 振興局HPや各市町村HPなどで周知を実施(4/28～)

② 管内事業所等に向けた啓発等の実施

- ・ 感染防止行動の実践や柔軟な働き方への支援制度などの周知(5/6)
- ・ 感染拡大防止や円滑な事業活動の継続に向けた研修会(勉強会)を市町村のニーズに合わせて実施することを検討中

③ 保健所の体制強化

- ・ 所管区域内の新規感染者数が増加していることから、振興局各課の職員を派遣し、体制を強化(5/3～)